

(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業、(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業
環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧

※表中のゴシック体（下線）の部分は、第 21 回審査会における追加の指摘事項等を示しています。

■事業計画について

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-1	整備方針に「豊かな自然環境の創出」とありますが、ゾーニング計画からはみえないでの、位置、規模を教えてください。 [10/11 審査会]	施設配置計画及び緑地計画は、今後、詳細に検討し準備書で示します。 [11/29 審査会]	説明済 (補足資料 1) [11/29 審査会]
	A-2	公園エリアの中に、自然と人の距離を保った場所は担保されていますか。 [10/11 審査会] 【公園】	施設配置計画及び緑地計画は、今後、詳細に検討し準備書で示します。 [11/29 審査会]	説明済 (補足資料 1) [11/29 審査会]
	A-3	どの規模の草地をどの様に再生するのか、それが生物多様性保全にとって十分かについて、具体的に検討してください。 また保全措置についても、広大な敷地を活かし草地のハビタット再生を検討してください。 [10/11 審査会後]	施設配置計画及び緑地計画は、今後、詳細に検討し準備書で示します。 [11/29 審査会]	説明済 (補足資料 1) [11/29 審査会]
	A-4	西側水路の暗渠化、埋め立て、切り回しの必要性や理由について説明してください。 [10/11 審査会]	墓園面積の確保、法的に 1 墓園にすること、形状の安定性、という理由ですが、次回以降、資料提示して説明します。 [10/11 審査会] 災害時対用の一体的な広い平場の確保や、経営許可条例により墓地用敷地の水路での分断が認められないため、暗渠化、埋め立て、切り回しが必要です。 [11/29 審査会]	説明実施 [10/11 審査会] 説明済 (補足資料 2) [11/29 審査会]
	A-5	西側水路については、公園整備事業、墓園整備事業のどちらで扱うのですか。 [10/11 審査会]	西側水路は両事業の計画区域に跨るため、調整を図りながら進めます。 [11/29 審査会]	説明済 (補足資料 2) [11/29 審査会]
	A-6	地下水の涵養や湧水について、西側水路の暗渠化、埋め立て、切り回しを行っても、特に問題はないのですか。 [10/11 審査会]	水質基準の超過はありませんが、アセス手続の中で再調査し、地下水が拡散しない対応も検討します。 [10/11 審査会] 地下水の水位変動ができる限り少なくなる対策を検討します。 [11/29 審査会]	説明実施 [10/11 審査会] 説明済 (補足資料 2) [11/29 審査会]

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-7	グリーンインフラの具体性が不足しており、特に西側水路周辺は地形的に水源環境であり、また事業地外近傍で湧水も確認されていて、公園、墓園、外周道路で一体的な整備を検討してください。 [10/11 審査会後]	公園事業と墓園事業ともにグリーンインフラの具体的な検討を進め、準備書で示します。 [11/29 審査会]	説明済 (補足資料3) [11/29 審査会]
	A-8	熱中症リスクの懸念から、園内の歩行者・利用者にとってのヒートアイランド対策に資する緑地創出を具体的に検討してください。 [10/11 審査会後]	緑陰やヒートアイランド対策など、利用者の快適な環境の提供も検討し、準備書で示します。 [11/29 審査会]	説明済 (補足資料3) [11/29 審査会]
	A-9	外周道路の幅員 50mに対して、敷地内を縦断している道路の幅員はどの位ですか。 [10/11 審査会]	県道 402 号（阿久和鎌倉）の幅員は 11~16m です。 [11/29 審査会]	説明済 (補足資料4) [11/29 審査会]
	A-10	環状 4 号線と外周道路を繋ぐ連絡道路について、現状の農地の場所に作るのか等、位置、供用時期、アセス対象でない理由等を説明してください。 [10/11 審査会] 【墓園】	連絡道路の位置は、既存道路の拡幅か、農地の所か等は未定です。その他の連絡道路関係については、改めて説明します。 [10/11 審査会] 連絡道路は単独ではアセス対象でなく、位置、工事期間等の計画が未確定であり、連絡道路がなくても公園、墓園の整備は可能であるためです。 [11/29 審査会]	説明実施 [10/11 審査会] 説明済 (補足資料4) [11/29 審査会]
	A-11	西側水路の水源はどこですか。また、暗渠化した水路、切り回し後の水路はそれぞれどの様になりますか。 [11/29 審査会]	源流起点は、対象事業実施区域の外側のさらに北側になります。また、暗渠化は、有孔管等を入れて地下水を集め、下流側に流す計画です。上部については草地等にできるか検討しています。切り回しに伴い外周道路の中に雨水管と污水管を整備し、その雨水管に雨水を流す予定です。 [11/29 審査会]	説明済 [11/29 審査会]
	A-12	西側水路は人工水路に近いので、外周道路沿いに視認できる水路を整備する等、水源をきちんと使いつつグリーンインフラの教育的効果も図れる設備を検討し、単に雨水管の上部を緑道化したものをグリーンインフラと称するような方法は避けるよう努めてください。 [11/29 審査会]	整備に際し参考にさせていただきます。 [11/29 審査会]	説明済 [11/29 審査会]
	A-13	特定人が使用する運動広場等とともに、より広い不特定人が使用できる開放草地やその近傍に保全された自然地の整備を検討してください。 [11/29 審査会] 【公園】	公園整備に対する御意見として承りました。 [11/29 審査会]	説明済 [11/29 審査会]

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-14	現状の緑地を基本的に全て改変するには残念ですが、整備方針に掲げる「貴重な緑の拠点となる豊かな自然環境を目指す」等は、どのように反映されていますか。動植物の生態系を生かすような計画にすべきです。 [11/29 審査会]	現在の施設配置図等には表現しきれていませんが、準備書でお示しします。 [11/29 審査会]	説明済 [11/29 審査会]
	A-15	草地は一旦全て喪失すると復元は困難であるため、積極的に残すようにしてください。 [11/29 審査会]	一番厳しい条件の全面改変を想定していますが、状況によって保全できるか細かく検討していきます。 [11/29 審査会]	説明済 [11/29 審査会]
	A-16	草地環境や生態系について、一体的かつ連続的に保全することを、公園及び墓園だけでなく外周道路も含めて検討してください。 [11/29 審査会]	墓園整備事業の中に外周道路事業は含まれているおり、公園・墓園・外周道路は一体として検討しています。 [11/29 審査会]	説明済 [11/29 審査会]
	A-17	外周道路予定地は、近隣住宅等とかなり近接しているため、予測、評価の際に用いる環境保全目標の設定が重要であり、最低でも現況を悪化させないという特段の環境配慮を意識してください。 [11/29 審査会後]	外周道路予定地周辺は静穏な地域であると認識しており、今後、調査、予測及び評価を行っていく際に、適切な環境保全目標の設定を検討し、準備書にて示します。 [12/21 審査会]	説明済 (補足資料 10) [12/21 審査会]
	A-18	電灯を増やしてほしいと意見書にありました。使う周波数によっては昆虫類が誘引され、生態系が攪乱されるおそれがあるので、誘引しない照明器具の導入を調べて検討してください。 [12/21 審査会]	考えられる照明器具を御教示いただけだと大変ありがとうございます。勉強で申し訳ございません。 [12/21 審査会] 御指摘内容や調査結果等を踏まえ、昆虫類の誘引特性が小さい光源を使用すること等を検討し、準備書にて示します。なお、園内灯の照明は、特注品では管理に支障が生じ得るので流通品から選択します。 [1/31 審査会]	説明済 (補足資料 15) [1/31 審査会]

■環境影響評価項目について

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-1	写真スライド No. 12 にある計画区域外の林は、調査範囲に入っていますか。 [10/11 審査会]	当該樹林地は、調査範囲に入っています。 [10/11 審査会]	説明済 [10/11 審査会]
	2-2	両整備事業の情報、調査結果は共有するのでしょうか。 [10/11 審査会]	情報や調査結果は基本的に共有して、取りまとめていくことを想定しております。 [10/11 審査会]	説明済 [10/11 審査会]

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-3	細目「生態系」について、公園整備事業では選定されているが、墓園整備事業では選定されていない理由を説明してください。 [10/11 審査会] 【墓園】	墓園整備事業でも「生態系」は選定しています。方法書の記載が正しく、プレゼン資料が誤記です。 [10/11 審査会]	説明済 [10/11 審査会]
	2-4	細目「動物」の調査地点、ラインセンサスのルートが示されていない理由を教えてください。 [10/11 審査会]	哺乳類、昆虫類、鳥類、両生類及び爬虫類の調査地点等を、新たに示します。 [11/29 審査会]	説明済 (補足資料 5) [11/29 審査会]
	2-5	動物の調査地点に関連して、ハイタットとしての草地環境の確保や保全のゾーニングについての考えを教えてください。 [11/29 審査会]	どの程度の草地環境が保全できるかを現在検討しています。 [11/29 審査会]	説明済 [11/29 審査会]
	2-6	草地を類型化し、草丈や構造等の各層のパターンと環境、管理の仕方等の関係の把握をすれば、自然環境の現状と成り立ちが理解できます。その上で、動物相の調査を行えば、動植物の希少性や生物多様性への貢献等、保全上に資する価値の高さから重点的に残す部分の判断ができるので、保全につき計画に反映してください。 [11/29 審査会]	タイプ別の草地環境の創出や管理の仕方については、詳細に検討し準備書で示します。 [11/29 審査会]	説明済 [11/29 審査会]
	2-7	囲障区域は良好な草地や、アオサギが飛来している水辺環境があり、この区域を調査せずに予測、評価はできないので、すべての調査項目で対象としてください。補足資料 5 では不足です。 [11/29 審査会後] 囲障区域内に調査スポット等を入れる必要があり、また囲障区域内の水辺環境も調査項目に加えてください。これら変更後の調査地点等を示してください。 [12/21 審査会]	— 囲障区域内の調査は密に調査していきたいと思います。 [12/21 審査会] 昆虫類、鳥類、水生生物（底生生物）は、補足資料 16 のとおり囲障区域内も調査します。また、動物全調査項目では囲障区域内を含む深谷通信所跡地全域及びその周辺を対象とし、踏査ルートは準備書で示します。 [1/31 審査会]	説明実施 (補足資料 11) [12/21 審査会] 説明済 (補足資料 16) [1/31 審査会]
	2-8	意見書の「草地の中に出現する水辺環境」についても見落とさないように、調査できる体制を作ってください。 [12/21 審査会]	意見書の内容も踏まえ、草地環境内に見られる湿地環境についても見落とさず調査し、それらの環境に生息・生育する動植物についても把握に努めます。 [1/31 審査会]	説明済 (補足資料 16) [1/31 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-9	草地環境の中に湿地が創出されるとの意見書があり、また草刈前後で生物相の結果が変わるなど、生態系に大きな影響を与えると考えられます。同年度の夏季の草刈前後に調査を実施してください。 [12/21 審査会]	草刈前後での調査につきましては、持ち帰り検討し、後日ご報告します。 [12/21 審査会] 文献調査の結果や現状の草刈頻度を踏まえ、草刈前後につき同一日に調査を行い、場所毎に記録し、生物相の比較も出来るよう努めます。また、多様な草地環境を確保する管理を検討し、草地環境の維持について準備書で示します。 [1/31 審査会]	説明済 (補足資料 16) [1/31 審査会]
	2-10	工事が長期に段階的に整備される計画なので、草地の保全エリアを設定し、保全のあり方を見越した調査が必要ではありませんか。段階的整備の中での調査地点の選定の仕方について、説明してください。 [12/21 審査会]	施工計画等をこれから検討する段階のため、持ち帰り検討し、後日報告します。 [12/21 審査会] 段階的整備の中で、草地の保全エリアの設定についても検討し、施設配置計画及び施工計画と併せて準備書にて示します。 [1/31 審査会]	説明済 (補足資料 16) [1/31 審査会]
	2-11	鳥類、中大型哺乳類に関する動物相の調査は、定点カメラを設置することも検討されていますか。 [12/21 審査会]	持ち帰り、有効性について検討します。 [12/21 審査会] 自動撮影カメラを設置し、夜間に活動する中型哺乳類の生息状況を把握します。なお、鳥類は目視確認が最も有効ですが、カメラに映った情報は活用します。 [1/31 審査会]	説明済 (補足資料 16) [1/31 審査会]
	2-12	草地環境のモニタリングについては、ドローンの導入も検討してください（コメント）。 [12/21 審査会]	—	検討済 [12/21 審査会]
	2-13	草地環境の調査を行う際には、草刈前後の影響だけでなく、人の立ち入り頻度、踏圧による草への影響、土への影響（土壤硬度）もあわせて調査し、利用の形態を踏まえて草地のパターン分析を行い、草地保存の場所、方法を検討し、上記 2-6 とともに、準備書で示してください。 [1/31 審査会] 現状のできるだけ詳しい情報を報告してください。 [1/31 審査会審議]	人の立ち入りの具体的な数値までお示しできるかどうか判断がつきませんが、検討して準備書で示します。 [1/31 審査会] <u>現状の草地環境を 6 類型に区分して示します。将来は樹林環境、草地環境、構造物等に区分し、草地環境は「草刈り頻度」「人の利用度（踏圧）」も参考に複数に区分しできる限り定量的な評価に努め、準備書にて示します。</u> [2/28 審査会]	説明実施 [1/31 審査会] 説明済 (補足資料 21) [2/28 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-14	哺乳類について、囲障区域内のオギ群落の中にカヤネズミの巣球が存在する可能性があるので、調査をお願いします。 [1/31 審査会] 【公園】	囲障区域内のオギ群落の中でカヤネズミの生息の有無を確認してまいりたいと思います。 [1/31 審査会]	説明済 [1/31 審査会]
	2-15	哺乳類用の定点カメラに、普段隠れていて見えない夜行性の鳥類等が映った場合は、そのデータも活用してください。 [1/31 審査会]	鳥類に関しても、カメラに映った情報は、活用していきます。 [1/31 審査会]	説明済 [1/31 審査会]
	2-16	調査に使う定点カメラは、赤外線を探知する型ですか。熱から出る赤外線を探知して映すカメラが主流ですが、フクロウ類等が映らない型が多いです。 [1/31 審査会]	夜間でも撮影できるように、赤外線の自動撮影カメラを使い、定点調査を実施します。 [1/31 審査会]	説明済 [1/31 審査会]
	2-17	調査に使うライトトラップについて、通常使用する周波数帯の広い蛍光灯タイプのものだけでなく、園内灯として使用を検討する誘引特性の低い照明と一緒に使って、調査を行えませんか。 園内灯として使用する種類までは決まらなくても、提案は可能ではありませんか。 [1/31 審査会]	園内灯について、どのような光源を使うのかは未定であり、それとの比較での調査は難しいと思いますが、提案ができるかどうかを含めて、持ち帰り回答させていただきたいと思います。 [1/31 審査会] <u>ライトトラップ調査ではブラックライトを用います。園内灯はLED光源が昆虫類の誘引性が低いとの研究結果があるので、LED光源の使用が有効と考えますが、今後検討し準備書にて示します。</u> [2/28 審査会]	説明実施 [1/31 審査会] 説明済 (補足資料 22) [2/28 審査会]
	2-18	昆虫類の調査について、ラインセンサス法の記載がないのですが、どの程度の面的な調査を検討されていますか。 [1/31 審査会]	昆虫類の調査手法は、直接観察・採取、ライトトラップ、ベイトトラップの3種類の調査を実施します。直接観察・採取に関しては、事業実施区域の全域を対象としております。 [1/31 審査会]	説明済 [1/31 審査会]
	2-19	「わきみずの森」にある樹林地の生物相の把握については、どのように位置付けていますか。 [1/31 審査会]	「わきみずの森」に関しても調査の対象のエリアとして選定しており、事業実施区域内と同じような形で調査を実施します。 [1/31 審査会]	説明済 [1/31 審査会]
	2-20	直接観察を全域で行うというのは、1日で全体を回って把握することですか。 [1/31 審査会]	1～2日間で対象事業実施区域内を歩いて調査します。 [1/31 審査会]	説明済 [1/31 審査会]

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-21	直接観察を全域で行う時に、ベースになるマップがあると、後々の生物相との対応付けがしやすくなります。人の利用度の件もあり、類型区分を具体的に設定して調査をしないと、網羅的に行うには大変な広さですので、適切な密度、環境区分毎に調査することが大事なことだと思います。 [1/31 審査会]	調査範囲が広大なため、審査会でご指摘いただいた内容を踏まえ、調査図面上に大まかな類型区分を明記した上で、調査範囲内の環境を網羅した調査を実施するよう努めます。 [2/28 審査会]	説明済 (補足資料 21) [2/28 審査会]
	2-22	草刈の対象エリアの面積に対して、それが本事業によってどれ位減少するのか等、定量的な評価についての説明が必要ではありますか。 [1/31 審査会]	方法書には記載していませんが、草地面積の現状と計画は準備書にて提示します。なお、現状の概ねの面積につきましては計測できます。 [1/31 審査会] 現状の草地面積は約 408, 350 m ² です。将来の草地面積は準備書にて示します。 [2/28 審査会]	説明実施 [1/31 審査会]
	2-23	昆虫類のライトトラップ調査において、園内灯に使用予定の LED 光源と一緒に置くと一目瞭然なので、再度検討してください。 [2/28 審査会]	分かりました。 [2/28 審査会]	説明済 [2/28 審査会]
	2-24	LED 照明は波長により昆虫類の誘引性が異なるので、使用する市販品をしっかり調べて検討してください。 [2/28 審査会]	分かりました。 [2/28 審査会]	説明済 [2/28 審査会]
	2-25	草地環境の類型区分は、生態系を構成する植生、土壤、地形などの環境、基盤環境も含めた類型区分を作るのが一般的です。まず植物群落も調査することが重要ではないかと思います。 [2/28 審査会]	分かりました。 [2/28 審査会]	説明済 [2/28 審査会]
	2-26	補足資料 21 のように進めてください。「こういう利用頻度の所ではこういう種が優先するタイプの草地が優先する」というようなオーソドックスな調査、解析の仕方に持ち込むよう検討してください。 [2/28 審査会]	分かりました。 [2/28 審査会]	説明済 [2/28 審査会]
	2-27	利用区分か植生区分かのどちらかということではなく、両方重ね合わせて検討してください。植生区分とか植生群落を把握した上で、そこがどう利用されているかということを把握し、今後どのように管理していくかを御検討ください。 [2/28 審査会]	分かりました。 [2/28 審査会]	説明済 [2/28 審査会]

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
4 廃棄物・建設発生土	4-1	2箇所の産業廃棄物最終処分場跡地の指定区域について、埋め立て終了と廃止の時期、埋立物の内容について説明してください。 [10/11 審査会]	埋め立て終了と廃止の時期等を新たに示します。 [11/29 審査会]	説明済 (補足資料6) [11/29 審査会]
	4-2	方法書資料編(p.資料6)記載の「取り扱われた廃棄物の種類」に「建設廃材」「鉱滓(鉄物砂)」がありますが、これらは管理型廃棄物ではありませんか。 また、方法書資料編(資料19~22)のボーリング地点には、廃棄物層は「燃えがら、布、木片」などを含み、「悪臭あり」と記載されています。管理型廃棄物が埋め立てられていませんか。 [11/29 審査会後]	安定型として設置されたものですが、燃え殻等が確認されたため「管理型混入安定型埋立地」として調査を実施する計画です。なお、建設廃材は木くずを含むものではなく、鉱さいは許可品目でした。 [1/31 審査会]	説明済 (補足資料17) [1/31 審査会]
	4-3	産業廃棄物最終処分場跡地の構造が分かる断面図等はありますか。 [11/29 審査会後]	補足資料にて平面図、断面図を示します。 [1/31 審査会]	説明済 (補足資料17) [1/31 審査会]
	4-4	産業廃棄物最終処分場跡地について(方法書p.資料19~資料22)、管理型の物が埋め立てられていませんか。安定型のように扱われ、遮水工等がないのはなぜですか。 [11/29 審査会後]	安定型として設置されたため、遮水工等はありません。 [1/31 審査会]	説明済 (補足資料17) [1/31 審査会]
	4-5	産業廃棄物最終処分場跡地の上部の水路について、埋立終了後に作られたものか、また作った主体を教えてください。 [11/29 審査会後]	最終処分場業者が図面のとおり行ったものと考えられます。 [1/31 審査会]	説明済 (補足資料17) [1/31 審査会]
	4-6	産業廃棄物最終処分場としての届出時期、許可時期、埋立開始時期を教えてください。 [11/29 審査会後]	補足資料P18表17.1に記載のとおりです。なお、当時は許可制度ではありませんでした。 [1/31 審査会]	説明済 (補足資料17) [1/31 審査会]
	4-7	廃棄物層のボーリングコアについて、溶出試験は土壤汚染として行っていますか。 [11/29 審査会後]	地盤の固さ等を把握することを目的に実施した調査のため、溶出試験は実施していません。 [1/31 審査会]	説明済 (補足資料17) [1/31 審査会]
	4-8	埋め立て廃棄物について、米軍由来か、あるいは外部から持ち込まれたものか教えてください。 [11/29 審査会後]	米軍専用の処分場ではなく、民間企業が持ち込んだものです。 [1/31 審査会]	説明済 (補足資料17) [1/31 審査会]
	4-9	外周道路ゾーンDにも廃棄物が埋められているようだと意見書にありましたか。何処ですか。また指定区域になっていますか。 [12/21 審査会]	場所が特定できていないため、確認し、情報提供します。 [12/21 審査会] 産業廃棄物最終処分場2か所以外は資料がなく、位置の特定はできませんでした。今後、産業廃棄物が確認された場合は適切に対応します。 [1/31 審査会]	説明済 (補足資料17) [1/31 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
4 廃棄物・建設発生土	4-10	記録では安定型品目のはずだが燃え殻、布、木片等が現実には見られたということです。これらは、準備書以降は明確になる、あるいは少なくとも情報としては公表されるということですか。 [1/31 審査会]	管理型混入安定型埋立地といふことで、準備書に記載して進めまいります。 [1/31 審査会]	説明済 [1/31 審査会]
	4-11	元々水路があつた横にゴミを埋め立てて、埋立終了後にもう一度排水路を整備したのですか。 [1/31 審査会]	断面を見る限り、元の水路は低いところに流れております、廃棄物を埋めて、その上に水路を新たに作ったように考えられます。また、元あつた水路のあたりに透水管等を敷設しているようです。 [1/31 審査会]	説明済 [1/31 審査会]
	4-12	旧配管下調査で廃棄物が存在していた場所は、産業廃棄物最終処分場の場所と重なるとの説明ですが、中心部(囲障区域内)にも基準不適合区画がありませんか。 [1/31 審査会]【公園】	御指摘の一番北側の1か所は、土壤汚染が確認されており、そこは廃棄物由来ではなく、土壤汚染と確認されています。 [1/31 審査会]	説明済 [1/31 審査会]
	4-13	意見書記載の産廃跡地以外の産廃埋立てについて、補足資料17(8)だけでは不十分であり、位置の特定はできると思います。しかし、資料や問い合わせ等で特定できないのであれば、仮にその場所に産廃埋立てがあった場合、本事業により問題となる可能性があるのか、説明をしてください。 [1/31 審査会]	産業廃棄物跡地の指定区域と、実際の廃棄物埋設位置は概ね一致しておりますが、跡地以外の場所は特定できないと認識しています。今後、指定区域外で産業廃棄物が確認された場合には、適切に対応したいと考えております。 [1/31 審査会] <u>航空写真等も含めて調べましたが位置の特定はできませんでしたが、ボーリング調査地点B-2, B-3で埋土にコンクリート片やレンガ片等の混入は確認されています。予期せず廃棄物が確認された場合には、関係部署と協議し適切に対応します。</u> [2/28 審査会]	説明実施 [1/31 審査会] 説明済 (補足資料 24) [2/28 審査会]
6 水質・底質	6-1	河川の水質について、生活環境項目だけでなく、表層土壤汚染物質の河川流入の可能性を考慮すると、健康項目も対象とするべきではありませんか。 [10/11 審査会]	健康項目についても検討していきます。 [10/11 審査会] 測定項目に、鉛及びその化合物や、水質汚濁に係る環境基準で設定された健康項目は、含まれていますが、ダイオキシン類が含まれていないため、追加します。 [12/21 審査会]	説明済 (補足資料 12) [12/21 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
6 水質・底質	6-2	雨水は計画区域内で水路に全て集まるわけではなく、地点2より下流でも調査が必要ではありませんか。 [10/11 審査会]	地点2が計画地の一番外側なので、ここを調査すれば影響については概ね把握できると考えていますが、次回以降、説明します。 [10/11 審査会] 公共用水域の底質の調査地点や、公共用水域の水質の生還環境項目及び油分の調査地点について追加します。 [12/21 審査会]	説明済 (補足資料12) [12/21 審査会]
	6-3	地下水の利用状況について、計画地内、その外の災害用井戸への影響を調査する等の必要がありませんか。対象でない理由や根拠を示してください。 [10/11 審査会]	地下水の影響についても、検討します。「安全」の細目「有害物漏洩」には、地下水の調査も含まれています。 [10/11 審査会]	説明済 (補足資料12) [12/21 審査会]
	6-4	地下水について、項目「安全」の細目「有害物漏洩」ではなく、項目「水質・底質」の細目「地下水の水質」で選定すべきではありませんか。非選定とする場合、根拠を示してください。 [10/11、11/29 審査会後]	方法書では「湧水の水質」は選定していましたが、「地下水の水質」は選定していませんでした。産業廃棄物最終処分場跡地を公園及び墓園として利用するため、地下水の水質の細目について環境影響評価項目として選定します。 [12/21 審査会]	説明済 (補足資料12) [12/21 審査会]
	6-5	西側水路（河川）だけでなく東側水路（側溝）についても、鉛の土壤汚染地点から下流であるため、水質及び底質を調査すべきではありませんか。 [11/29 審査会後]【公園】	公共用水域の水質、地下水の水質として、それぞれ産業廃棄物最終処分場跡地の影響が大きいと思われる地点で調査を実施します。他の地点は、これら調査地点よりも大きな影響が出ることはないと考えられるため、これ以上の追加調査地点は設定しません。 [12/21 審査会]	説明済 (補足資料12) [12/21 審査会]
	6-6	廃棄物の埋め立て場所及び土壤汚染場所からみて、下流にある井戸等を把握し、地下水の調査を行うべきではありませんか。 [11/29 審査会後]	公共用水域の水質、地下水の水質として、それぞれ産業廃棄物最終処分場跡地の影響が大きいと思われる地点で調査を実施します。他の地点は、これら調査地点よりも大きな影響が出ることはないと考えられるため、これ以上の追加調査地点は設定しません。 [12/21 審査会]	説明済 (補足資料12) [12/21 審査会]
	6-7	産業廃棄物最終処分場以外の所には、廃棄物の存在が示されている（下記7-3参照）ので、地下水調査地点等をさらに増やす可能性はありませんか。 [12/21 審査会]	廃棄物関係については、次回お示しさせていただきます。 [12/21 審査会] 旧配管下調査で不適合った43区画のうち、廃棄物が確認された40区画の位置は、南側産業廃棄物最終処分場の範囲と一致するので、補足資料12番に示したとおりに実施します。 [1/31 審査会]	説明済 (補足資料18) [1/31 審査会]

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
6 水質・底質	6-8	追加した調査地点5～8は、どのような経緯で選定したのか説明してください。 [12/21 審査会]	産業廃棄物最終処分場の上流と下流で選定しています。 [12/21 審査会]	説明済 (補足資料12) [12/21 審査会]
7 土壤	7-1	土壤汚染踏査結果（方法書p.資料1～資料5）について、3カ所の基準超過の理由、原因を教えてください。 [11/29 審査会後]【公園】	「鉛及びその化合物の含有量」及び「ダイオキシン類」については汚染が確認された場所に建物等がなく、「鉛及びその化合物の溶出量」は配管下から深度6m地点のみ基準超過となっており、原因は不明です。 [1/31 審査会]	説明済 (補足資料19) [1/31 審査会]
	7-2	土壤汚染調査の詳細調査（方法書p.資料1～資料5）について、平面的にどの程度のメッシュで行われたのですか。 [11/29 審査会後]【公園】	土壤汚染概況調査については、30mメッシュを基準として5地点均等混合法により調査を実施しました。基準超過が見られた場合、10mメッシュで詳細調査を実施しています。 [1/31 審査会]	説明済 (補足資料19) [1/31 審査会]
	7-3	方法書p.資料2に「不適合基準であった43区画のうち40区画はボーリング調査の結果、土壤でなく廃棄物であることが確認された」との記載があるが、ボーリング調査で廃棄物が判明したエリアを図示してください。 また、基準不適合の43区画のうち、廃棄物が確認された40区画についてボーリング調査の柱状図を示してください。 [11/29 審査会後]【公園】	当該エリアは補足資料19に示す図のとおりです。また、ボーリング調査は、配管下50cmの土壤調査を目的として実施されたものであり、ボーリング柱状図はありませんが、土壤汚染概況調査として含有量と溶出量の試験が行われています。 [1/31 審査会]	説明済 (補足資料19) [1/31 審査会]
	7-4	ボーリング調査で確認された廃棄物は、2カ所の最終処分場とは異なると考えていますか。 [11/29 審査会後]【公園】	40区画で廃棄物が確認されていますが、南側産業廃棄物最終処分場跡地の範囲と一致します。 [1/31 審査会]	説明済 (補足資料19) [1/31 審査会]
	7-5	3か所の土壤汚染と地中から発見された廃棄物について、詳細な調査を行いますか。 [11/29 審査会後]	土壤汚染及び廃棄物そのものについて、追加の調査を行う予定はありません。 [1/31 審査会]	説明済 (補足資料19) [1/31 審査会]
	7-6	環境影響評価項目「土壤汚染」について、墓園整備事業が非選定で、公園整備事業は選定とした理由を教えてください。 [1/31 審査会]	公園整備事業区域内に土壤汚染が存在するため、係る項目選定としています。 [1/31 審査会]	説明済 [1/31 審査会]
	7-7	掘削する可能性がある場所、建物が建つおそれのある場所について、補足資料P22の青い点以外の場所で、土壤汚染調査を行う予定はありますか。 [1/31 審査会]	土壤汚染調査につきましては、国が幅広く行っており、事業者で行う予定は考えていません。 [1/31 審査会]	説明済 [1/31 審査会]
	7-8	掘削工事の残土を区域外に持ち出す場合、その土の調査をする予定がありますか。 [1/31 審査会]	土壤汚染調査につきましては、国が幅広く行っており、事業者で行う予定は考えていません。 [1/31 審査会]	説明済 [1/31 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
7 土壤	7-9	土壤汚染調査を行った場所と行っていない場所を整理し、行った場所のうち、土壤汚染が存在した場所と存在しない場所を整理して、全体像が把握できるようにしてください。また、産廃跡地との関係も明らかにし、土地状況が分かるようにしてください。 [1/31 審査会]	調査結果がありますので、持ち帰り次回に回答します。 [1/31 審査会] <u>土壤汚染調査は、国が資料等調査、概況調査(表層)、詳細調査(深度)を実施し、形質変更時用届出区域が指定されています。各調査の内容を示します。</u> [2/28 審査会]	説明実施 [1/31 審査会] 説明済 (補足資料 23) [2/28 審査会]
	7-10	不適合区画の追加調査は行わないという説明ですが、市民が使う施設として不安が残ります。上記7-9の調査を行った場所等の情報に加えて、調査を行った結果で不適合であった時に、どのようなロジックで追加調査が不要となるのか、説明してください。 [1/31 審査会審議]	<u>土壤汚染調査は、国が資料等調査、概況調査(表層)、詳細調査(深度)を実施し、形質変更時用届出区域が指定されています。各調査の内容を示します。</u> [2/28 審査会]	説明済 (補足資料 23) [2/28 審査会]
	7-11	配管下土壤調査について、特定有害物質を使用した可能性のある建屋があり、そこからの排水が関係しているとのことですが、どのような建屋、施設があったのか教えてください。 [2/28 審査会]	<u>通信施設が入っていた建物と</u> <u>いうことで、それ以上の詳しいことは分かりません。</u> [2/28 審査会]	説明済 [2/28 審査会]
	7-12	鉛以外の配管下の南西方向に連なっているところ(補足資料23図23-3)について、「これは廃棄物だから、形質変更時要届出区域にはしなかった」、「産業廃棄物最終処分場の跡地に指定がされているので、土壤汚染としての形質変更時要届出区域には指定しなかった」ということですか。 [2/28 審査会]	<u>その通りです。</u> [2/28 審査会]	説明済 [2/28 審査会]
	7-13	方法書(資料編)に概況調査の結果がありません。基本的な資料は図書に掲載してください。 [2/28 審査会]	<u>準備書以降、そのように記載をさせていただきたいと思います。</u> [2/28 審査会]	説明済 [2/28 審査会]
	7-14	補足資料23の図23-3において、廃棄物、土壤ガスの場所のメッシュを着色する等、地中に何かがある場所について視覚的に図示し、市民に公開される資料の中で明らかにしてください。 [2/28 審査会]	<u>準備書以降、そのように記載をさせていただきたいと思います。</u> [2/28 審査会]	説明済 [2/28 審査会]
	7-15	追加の土壤調査は不要ですが、「地中がこうなっている所をこういうふうに使い、この様に汚染防止をする」という形で環境保全措置を説明できるように繋げていってください。 [2/28 審査会]	<u>準備書以降、そのように記載をさせていただきたいと思います。</u> [2/28 審査会]	説明済 [2/28 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
8 騒音	8-1	外周道路の走行車を騒音源とする予測、評価を行わない理由を教えてください。 [10/11 審査会]	単独ではアセス対象外であるため、外周道路の予測は考えていましたでしたが、後日回答します。 [10/11 審査会] 御指摘を踏まえ、閑静な住宅地への予測評価を行うために、4 地点を追加します。 [12/21 審査会]	説明実施 [10/11 審査会] 説明済 (補足資料 13) [12/21 審査会]
	8-2	外周道路を予測等の対象外とすると、閑静な住宅地への影響評価を行わないことになりますが、調査地点は適切ですか。 [10/11 審査会]	一般環境騒音は外周道路付近の 4 地点を設定し、道路騒音はかまくらみちの南北 2 地点を設定していますが、検討し後日回答します。 [10/11 審査会] 御指摘を踏まえ、閑静な住宅地への予測評価を行うために、4 地点を追加します。 [12/21 審査会]	説明実施 [10/11 審査会] 説明済 (補足資料 13) [12/21 審査会]
	8-3	補足資料 13 の P17 の図の凡例の文字がずれていますので、修正して下さい。 [12/21 審査会]	修正します。 [12/21 審査会]	説明済 (補足資料 13) [12/21 審査会]
11 悪臭	11-1	予測項目について、臭気指数は必須とし、特定悪臭物質は選択とすることを検討してください。 [10/11 審査会]	臭気指数は必須とし、臭気濃度は適宜選択するよう、修正を検討します。 [10/11 審査会] 臭気指数を対象とし、特定悪臭物質の濃度から必要な項目を選択とします。 [12/21 審査会]	説明実施 [10/11 審査会] 説明済 (補足資料 14) [12/21 審査会]
	11-2	臭気指数を上に書いて、特定悪臭物質を下に書いた方が分かりやすいです(補足資料 14 の表 14.1)。 [12/21 審査会]	御意見として承らせていただきたいと思います。 [12/21 審査会]	説明済 (補足資料 14) [12/21 審査会]
17 地域社会	17-1	供用時の予測は、環状 4 号線、環状 3 号線とつなぐ連絡道路も供用後として行うのですか。 [10/11 審査会]	本事業の供用時の予測等は、連絡道路は供用していない前提で行う予定です。 [10/11 審査会] 公園方法書記載の図 6.13.1 を色分けし分かり易くしました。 [11/29 審査会]	説明実施 [10/11 審査会] 説明済 (補足資料 7) [11/29 審査会]
	17-2	交通量の調査地点について、周囲の道路ネットワークとの位置関係を説明してください。 [10/11 審査会]	ネットワークの関係性について、公園方法書記載の図 6.13.1 を色分けし分かり易くしました。 [11/29 審査会]	説明済 (補足資料 7) [11/29 審査会]
	17-3	外周道路の交通量予測は行わない計画のようですが、県道 402 号線との交差は「ラウンドアバウト」であり、その評価には各々の方向から入る車両交通量が必要ではありませんか。 [10/11 審査会]	ラウンドアバウトの交通量について、現段階ではまだ示せませんが、考え方等は検討し、後日説明します。 [10/11 審査会] 外周道路の将来交通量は、交通混雑の予測を準備書で示します。 [11/29 審査会]	説明実施 [10/11 審査会] 説明済 (補足資料 7) [11/29 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
18 景観	18-1	近景の調査地点について、園内景観の広がりや見通しへの影響を評価するうえで十分とは言えないでの、調査地点の追加を検討してください。 [10/11 審査会後]	御指摘を踏まえ、調査地点を新たに追加しました。 [11/29 審査会]	説明済 (補足資料8) [11/29 審査会]
	18-2	西側水路は盛土により、河川景観が影響を受けると予測されるので、前後の変化が分かるよう調査地点の追加を検討してください。 [10/11 審査会後]	「見晴らしの丘」の予定地点付近を調査地点に追加し、河川景観の変化を把握できるようにしました。 [11/29 審査会]	説明済 (補足資料8) [11/29 審査会]
	18-3	「見晴らしの丘」の予定地点からの景観変化について、整備前後で検証できるように地点追加を検討してください。 [10/11 審査会後]	「見晴らしの丘」の予定地点付近を調査地点に追加し、整備前後の変化を把握できるようにしました。 [11/29 審査会]	説明済 (補足資料8) [11/29 審査会]
19 触れ合い活動の場	19-1	中央広場のみを調査地点とする根拠が十分でなく、散策・ジョギング、遊び・自然観察といった個人利用の状況とその利用環境についても、把握が必要ではありませんか。 [10/11 審査会後]	御指摘を踏まえ、西側と東側にも調査地点を追加し、合計3地点に変更しました。 [11/29 審査会]	説明済 (補足資料9) [11/29 審査会]
	19-2	オープンスペースの利用形態と利用密度への影響について、具体的に予測・評価ができるよう、追加調査を検討してください。 [10/11 審査会後] 【公園】	御指摘を踏まえ、活動特性、利用状況等を考慮し、西側と東側にも調査地点を追加することにより、合計3地点に変更しました。 [11/29 審査会]	説明済 (補足資料9) [11/29 審査会]
	19-3	工事中の「建設行為等」が選定されていませんが、その理由を説明してください。 [10/11 審査会]	工事中の「工事用車両の走行」に含めて考えています。 [10/11 審査会]	説明済 [10/11 審査会]
	19-4	調査対象とした3地点の設定根拠を具体的に説明してください。 [11/29 審査会]	中央広場は方法書に記載したとおりです。不特定多数の方が利用できるエリアを追加しました。なお、調査対象外のエリアは、野球場等の特定の方が利用するため、対象外としました。 [11/29 審査会]	説明済 [11/29 審査会]
20 文化財等	20-1	海軍通信隊の戸塚分遣隊に関する遺構を試掘調査するのであれば、文化財を項目選定する必要がありませんか。選定した場合、準備書に状況等を記載しますか。 [12/21 審査会]	試掘調査の詳細は所管部署と調整し、項目選定する場合は、準備書で記載します。 [12/21 審査会]	説明実施 [12/21 審査会]
			技術指針の「文化財等」の定義に該当せず、現段階では環境影響評価項目に選定しません。但し、工事前に埋蔵文化財の試掘調査を実施し、発掘された場合は法令に基づき対応します。 [1/31 審査会]	説明済 (補足資料20) [1/31 審査会]

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
20 文化財等	20-2	戦争遺跡について、神奈川県では調査し、代表的なものは保存対象としているので、県の取組を確認し、検討してください。 [1/31 審査会]	神奈川県の取り扱いや位置付けを調べて、神奈川県と同じような取扱いができるれば、そのように進めます。 [1/31 審査会] <u>神奈川県環境影響評価条例で対象とする文化財は基本的に横浜市と同様です。対象事業実施区域は工事前に埋蔵文化財の試掘調査を実施します。</u> <u>神奈川県の戦争遺跡として紹介されているもののうち、神奈川県文化財目録に登録されているものは「氷川丸」と「猿島砲台跡」の2つでした。</u> [2/28 審査会]	説明実施 [1/31 審査会] 説明済 (補足資料 25) [2/28 審査会]
	20-3	教育的な価値の高い戦争遺跡の残し方について、野島公園の掩体壕のように本件に当てはめられるのかどうか検討してください。 [2/28 審査会]	引き続き検討させていただきまして、何か進展があれば準備書の方で御報告いたします。 [2/28 審査会]	説明済 [2/28 審査会]

■その他

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
B その他	B-1	事業の種類「運動施設・レクリエーション施設等の建設」に「墓園」と記載されていますが、墓園整備事業がこのカテゴリーに含まれるということですか。 [10/11 審査会] 【墓園】	横浜市環境影響評価条例施行規則に従っています。 [10/11 審査会]	説明済 [10/11 審査会]
	B-2	囲障区域内の林について、現地視察で説明してください。 [10/11 審査会] 【公園】	—	説明済 [11/25 等]

※・【公園】：公園整備事業に対する指摘、質問事項等

・【墓園】：墓園整備事業に対する指摘、質問事項等

・何れの記載もない場合は、両事業に対する指摘、質問事項等

以上